

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年8月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300027号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300071号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年9月1日から昭和58年2月1日まで
② 昭和58年11月30日から昭和59年9月1日まで

A社において勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された預金通帳の写しにより、月末毎にA社からの給与振込が確認できる上、請求期間②において、同社が昭和58年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降も請求者の雇用保険の加入記録が確認できることから、請求期間①及び②ともに、請求者が当該期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求期間①及び②について、A社の元事業主は、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る資料は処分済みであることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨陳述及び回答している。

また、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した同僚17人に照会し、10人から回答を得たところ、請求期間①及び②に係る請求者の勤務実態について具体的な回答はないものの、複数の回答者によると、厚生年金保険適用事業所でなくなった昭和58年11月30日以降は、同社から、給料の手取り金額を増やすために国民年金に加入するようにと説明があり、国民年金の加入手続を行った旨陳述及び回答している。

さらに、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有していないことから、上記預金通帳の写しにより確認できる振込金額のみでは、厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。